

代議員選挙細則

2015(平成27)年10月01日施行

第1条（総則）

本細則は定款第17条および第18条第1項、第2項、第3項に基づき、代議員の選出を行うために、詳細を規定するものである。

第2条（選挙管理委員会）

- (1) 理事会は、代議員の中より選挙管理委員5名を指名する。
- (2) 選挙管理委員会は、定款並びに本細則を遵守し、役員選挙を遂行する。
なお、選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選とする。

第3条（選挙管理員の任期）

選挙管理委員に指名されたものは、時期役員交代時までをその任期とする。

第4条（選挙権並びに被選挙権）

- (1) 選挙権は、選挙実施年度の11月30日において正会員として本会に在籍している者とする。
- (2) 被選挙権は、選挙実施年度の11月30日において正会員として本会に在籍している者とする。
また、選挙実施年度の年度末である9月30日において満64歳未満の者とする。
なお、選挙権並びに被選挙権等の告示、投票については、会員登録データの発送先とする。

第5条（代議員選挙地区）

選挙権および被選挙権の代議員選出地区は、選挙実施年度の11月30日時点において、会員が指定した日本国内の希望発送先によって定める。

なお、代議員選出地区は、定款第18条第2項に準じ、東部地区・東京地区・中部地区・西部地区の4地区とする。

第6条（代議員定数）

- (1) 定款第17条に基づき、代議員定数は正会員の10%未満とする。
- (2) 定款第18条第4項に基づき、各地区定数のうち、80%を上限に選挙において選出し、残りを理事長の判断のもと、理事会において推薦し、代議員会の承認を得て選出する。

第7条（選挙の告示と有権者名簿）

- (1) 代議員選出に関する告示は、選挙実施年度の年度末日である9月30日の6ヶ月以上前とし、全有権者に周知を行なう。
- (2) 選挙管理委員会は、有権者名簿を作成し、選挙実施年度の年度末日である9月30日の6ヶ月以上前に全有権者に周知を行なう。
有権者名簿に疑義がある場合は、有権者名簿告示日より10日以内に必着で届くように、書面にて選挙管理委員会に申し出るものとする。

第8条（立候補届と届け出の辞退）

- (1) 被選挙権を有するものは、代議員になるにあたって所信表明を記した立候補届を選挙管理委員長宛に提出する。
なお、立候補届の提出期間中であれば、これを辞退することが出来る。
- (2) 立候補届は必ず簡易書留、書留、レターパックプラスのいずれかによる郵送において行うものとする。
なお、立候補者が立候補届の受理の確認をする場合は、日本郵政株式会社の追跡サービスを利用し、立候補者自身が確認を行なうものとする。
- (3) 立候補届は選挙管理委員会が定めた消印有効期日を遵守しなければならないが、消印有効期日を過ぎて提出された立候補届は、いかなる理由でも無効とする。
- (4) 選挙管理委員会は、立候補届の消印有効期日後、1週間以内に、選挙によって選出される各地区の定数に達したかどうかを確認し、理事長に報告を行う。

- (5) 立候補届の提出者数が選挙によって選出される各地区の定数に達しない場合は、立候補届の提出者を無投票当選として、立候補届の提出者にその旨を通知する。
なお、その際の欠員は理事長の判断のもと、理事会における推薦にて選出し、各地区の定数を満たすものとする。

第9条（投票）

- (1) 選挙管理委員会は、投票に関する書類を全有権者に配布する。
- (2) 投票締切日を消印有効期日とし、投票に関する書類の発送日より2週間後とする。
- (3) 投票は郵便投票とし、選出しようとする者の氏名をあらかじめ選挙管理委員会が定めた投票用紙に自身の該当する代議員選出地区の立候補者の中から10名以内を記載し、選挙管理委員会が定めた消印有効期日までに本人が郵送しなければならない。
なお、投票用紙の受理の確認を希望する場合は、簡易書留・書留・レターパックプラスのいずれかの方法で郵送し、日本郵便株式会社の追跡サービスを利用し、投票者自身が確認を行なうものとする。
- (4) 投票者は選挙管理委員会が定めた消印有効期日を遵守しなければならず、消印有効期日を過ぎて提出された投票用紙はいかなる理由でも無効票とする。
- (5) 次の投票はこれを無効とする。
- 1) 本細則第9条第4項に違反するもの。
 - 2) 立候補者でない者の氏名を記載したもの。
 - 3) 所定の事項以外の内容を記載したもの。
 - 4) 氏名の記載が不明確なため、立候補者のいずれかの判定がつかないもの。
 - 5) その他、選挙管理委員会できらかに疑義を有する投票と判断したもの。

第10条（開票）

- (1) 投票締切日である消印有効期日より7日間以内に選挙管理委員会が開票を行う。
- (2) 開票に際して、得票数の多い者より順次当選とし、得票数同数の場合は、選挙管理委員会による抽選のもと当選人を決定する。
- (3) 開票結果については、選挙管理委員長より理事長へ報告し、立候補者に結果の通知を行う。

第11条（新代議員の任期）

新代議員は、選挙実施年度の翌年度の定時代議員会終了時から2年後の定時代議員会終了時までを任期とする。